

令和元年9月3日

令和元年8月の前線に伴う大雨による被害に係る 普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和元年8月の前線に伴う大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

佐賀県武雄市

2 繰上げ交付額

443百万円

3 日程

令和元年9月3日(火) 交付決定

令和元年9月4日(水) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 11月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 安藤、眞貝、高口
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615